

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和3年10月21日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**國民年金關係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2100076 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2100008 号

## 第1 結論

昭和 56 年＊月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年＊月から昭和 61 年 3 月まで

私は、父から勧められて、20 歳になった昭和 56 年＊月に、A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を同支所で毎月納付した。私の請求期間に係る国民年金の記録が事実と異なる未納期間となっているのは納得できないので、調査の上、当該期間を保険料納付済期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20 歳になった昭和 56 年＊月に、A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号(\*)の前後の番号が付与された被保険者の記録から、請求者の加入手続が行われた時期は、昭和 61 年 8 月ないし同年 10 月頃と推認され、請求者の主張する手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、A 市役所 B 支所で毎月納付したと主張しているが、前述の推認される加入手続時期まで、請求者は国民年金に未加入であり、当該期間に係る保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、前述の推認される加入手続時期において、請求期間のうち、一部の期間の国民年金保険料は遡って納付することが可能であるが、請求者は、請求期間の保険料を遡ってまとめて納付した覚えはないとしており、残る過半の期間の保険料は、時効により納付することができない。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、20 歳になる前から現在まで同一市内に居住していた請求者に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されてい

た形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。